商品概要説明書－遺言信託－

２０１４年４月１日現在

項　目	内　容
1.　商品名	遺言信託
2.　ご利用者	どなたでもご利用いただけます
3.　サービス内容	遺言信託には、「保管コース」と「執行コース」の２種類のサービスがあります
（1）保管コース	○　遺言者の作成した公正証書遺言の正本を相続開始のときまで当社が保管いたします。 ○　保管中は、遺言書の変更が必要となるような財産・親族関係等の変動がないか、定期的に照会させていただきます。 ○　相続が開始された際には、あらかじめご指定いただいた通知人の方から当社にご連絡いただきます。 ○　通知人の方から必要書類等をお預かりした上で、保管している遺言書をあらかじめ指定された方にお引渡しし、遺言信託は終了します。
（2）執行コース	○　遺言者に、当社を遺言執行者に指名する条項を含む公正証書遺言を作成していただき、公正証書遺言の正本を相続開始のときまで当社が保管いたします。 ○　保管中は、遺言書の変更が必要となるような財産・親族関係等の変動がないか、定期的に照会させていただきます。 ○　相続が開始された際には、あらかじめご指定いただいた通知人の方から当社にご連絡いただきます。 ○　特別な事情が無い限り、当社は相続人・受遺者の皆様に遺言執行者に就職する旨のご連絡をいたします。 ○　当社は遺言執行者として遺言内容の実現のために必要な手続を行い、遺産の管理、名義変更、引渡しなど、相続人・受遺者の方に遺産の分配をいたします。 ○　遺言の執行が完了した時点で遺言執行顛末報告書を作成します。相続人・受遺者の方にご報告し、遺言信託は終了いたします。
（3）しくみ	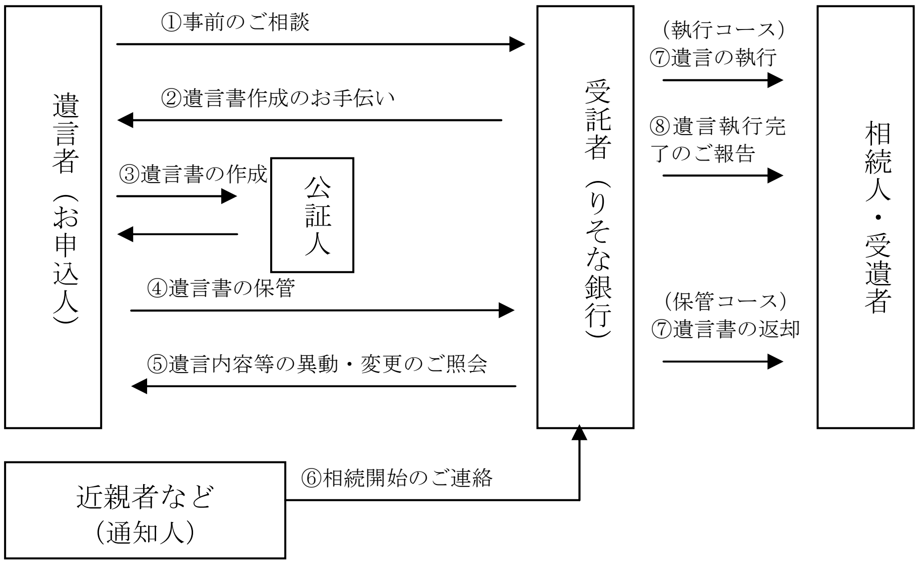

（次頁に続きます）

商品概要説明書－遺言信託－

項　目	内　容
4.　手数料	●　遺言者との間で締結した「遺言書保管に関する約定書」、「遺言執行引受予諾に関する契約書」の規定にて定めた額を申し受けます。 ●　執行コースでは、執行基本コースのほかに、毎年の保管料の支払や契約解約の際の手数料が不要となる執行オプションコースがあります。 【保管コース】 ① ご契約時の取扱手数料 … 324,000 円 (税抜き 300,000 円) ② 遺言の変更時の取扱手数料 … 108,000 円 (〃 100,000 円) ③ 毎年の遺言書保管料 … 毎年 6,480 円 (〃 6,000 円) 【執行基本コース】 ① ご契約時の取扱手数料 … 324,000 円 (税抜き 300,000 円) ② 遺言の変更時の取扱手数料 … 108,000 円 (〃 100,000 円) ③ 毎年の遺言書保管料 … 毎年 6,480 円 (〃 6,000 円) ④ 契約解約の際の精算費 … 162,000 円 (〃 150,000 円) ⑤ 遺言執行報酬 次の（1）の金額または（2）の金額のいずれか大きい金額とします。 （１）執行対象の積極財産の評価額（遺言の効力発生時点における相続税法および「財産評価基本通達」による相続財産評価額とします。）に以下の割合を乗じて計算した額の合計金額 ①りそなグループ傘下銀行（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行および株式会社近畿大阪銀行）のお預り資産（預金、信託受益権、投資信託、有価証券等）については一律 0.324%(税抜き 0.3%) ②上記①を除くその他の財産については 5 千万円以下の部分‥‥‥‥ 2.160% (税抜き 2.0%) 5 千万円超 1 億円以下の部分‥‥ 1.620% (〃 1.5%) 1 億円超 3 億円以下の部分‥‥‥ 1.080% (〃 1.0%) 3 億円超の部分‥‥‥‥‥‥‥ 0.540% (〃 0.5%) （２）最低報酬額 1,080,000 円(税抜き 1,000,000 円) 【執行オプションコース】 ①ご契約時の取扱手数料 … 864,000 円 (税抜き 800,000 円) ② 遺言の変更時の取扱手数料 … 108,000 円 (〃 100,000 円) ③ 毎年の遺言書保管料 … お支払の必要はございません。 ④ 契約解約の際の精算費 … お支払の必要はございません。 ⑤ 遺言執行報酬 次の（1）の金額または（2）の金額のいずれか大きい金額とします。 （１）執行対象の積極財産の評価額（遺言の効力発生時点における相続税法および「財産評価基本通達」による相続財産評価額とします。）に以下の割合を乗じて計算した額の合計金額 ①りそなグループ傘下銀行（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行および株式会社近畿大阪銀行）のお預り資産（預金、信託受益権、投資信託、有価証券等）については一律 0.324%(税抜き 0.3%) ②上記①を除くその他の財産については 3 億円以下の部分‥‥‥‥‥‥ 1.080% (税抜き 1.0%) 3 億円超の部分‥‥‥‥‥‥‥ 0.540% (〃 0.5%) （２）最低報酬額 540,000 円(税抜き 500,000 円) ●　配偶者以外に遺留分を有する法定相続人（子、孫、養子や両親、養父母など）がなく、全財産を配偶者または一人の方に遺贈する遺言を作成し執行コースを申し込まれる場合には、ご契約時の取扱い手数料を 216,000 円(税抜き 200,000 円)、変更時の取扱手数料を 54,000 円(税抜き 50,000 円)とし、執行基本コース･執行オプションコースのいずれの場合でも毎年の保管料を無料とします。

（次頁に続きます）

商品概要説明書－遺言信託－

項　目	内　容
①　当社の苦情対応措置及び紛争解決措置	●　一般社団法人信託協会または一般社団法人全国銀行協会をご利用いただけます。 （当業務に関し信託協会では時効中断効はありません。） 一般社団法人信託協会　連絡先：信託相談所 電話番号0120-817335 または 03-3241-7335 一般社団法人全国銀行協会　連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109 または 03-5252-3772
②　その他ご留意いただく事項	●　執行コースの解約を希望される場合には、当社を遺言執行者として指定した条項を撤回する公正証書遺言を作成していただく必要があります。 ●　子の認知、相続人の廃除などの身分に関する遺言を希望される場合、推定相続人との間で現に紛争を生じている案件、紛争を生ずる可能性が高い案件など、案件の内容によっては受託できない場合があります。 ●　審査により、お申込の意にそえない場合がございます。